

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (利用者等告示第三十一号のイ)	該当する基本調査項目および 基本調査の結果
ア. 車いす及び車 いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査１－７ 「３. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ. 特殊寝台及び 特殊寝台付属 品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査１－４ 「３. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３. できない」
ウ. 床ずれ防止用 具及び体位変 換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３. できない」
エ. 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれかに該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査３－１（意思の伝達） 「１. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査３－２～３－７のいずれか「２. できない」 又は基本調査３－８～４－１５のいずれか「１. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査２－２ 「４. 全介助」以外
オ. 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査１－８ 「３. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査２－１ 「３. 一部介助」又は「４. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ. 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査２－６ 「４. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査２－１ 「４. 全介助」

※「主治の医師から得た情報」及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加する「サービス担当者会議等の通じた適切なケアマネジメント」により指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。